

18-3 都道府県の責務

都道府県は、当該都道府県の地域およびその住民の生命、身体、財産を災害から保護するため関係機関および他の地方公共団体の協力を得て、都道府県地域防災計画を作成し、法令に基づき実施するとともに管下市町村および指定公共機関が処理する防災に関する事務または業務を助け、総合調整を行う責務を有すとあり、また、都道府県の機関はその事務の遂行にあたっては相互に協力しなければならない（法4条）と明記されています。

表-2 災害対策基本法による防災計画一覧

	計 画 名	作 成 主 体
災害対策基本法	防 災 基 本 計 画	中央防災会議
	防 災 業 務 計 画	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長（権限の委任を受けたもの） 指定公共機関
	地 域 防 災 計 画 都道府県地域防災計画 市町村地域防災計画 指定地域都道府県防災計画 指定地城市町村防災計画	都道府県防災会議 市町村防災会議又は市町村長 都道府県防災会議の協議会 市町村防災会議の協議会